

# ■被保険者（本人）が出産した場合の出産育児一時金フローチャート

## スタート

妊娠4ヶ月(85日)以上の出産(流産・早産・死産含む)ですか？

いいえ

請求できません

はい

出産日当日、JSR健保の被保険者として加入していますか？

いいえ

※1

引き続き1年以上とは、JSR健保の被保険者期間とそれ以前の健保の被保険者期間(共済組合や任意継続被保険者期間を除く)を合算します。但し、1日でも空白期間がある場合は合算されません。以前の健保の被保険者期間と合算すると1年以上の方は、健保組合までお問い合わせ下さい。

退職日まで引き続き1年以上※1被保険者期間がありましたか？

いいえ

JSR健保へは請求できません  
※出産日当日加入の健保へ請求して下さい

はい

JSR健保の被保険者資格喪失後6ヶ月以内に  
出産しましたか？

いいえ

はい

①出産日加入の健康保険 か ②JSR健保 のいずれかに請求ができます。  
JSR健保の給付は法定給付のみで産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は、1児につき50万円(在胎週数22週以降の出産(死産を含む)の場合に限る)、それ以外は48.8万円です。現在加入の健康保険の給付額の方が有利な場合もありますので、比較のうえ請求先を決めて下さい。  
出産日にJSR健保の被扶養者となっている方は、①②いずれも「JSR健保」となります。給付額も同じです。①本人としての喪失後給付 ②家族としての給付のどちらかを選択して請求して下さい。

喪失後給付としてJSR健保へ請求しますか？

はい

いいえ

出産日加入の健康保険へ請求して下さい

健保組合が直接医療機関等へ出産育児一時金※2を支払う制度を利用されますか？  
(窓口で出産費用を支払う際に、負担を軽減させる制度)

いいえ

【制度を利用しない】

出産費用を一旦、全額負担していただき、後日出産育児一時金※2を請求して下さい

《提出書類》

- ①出産育児一時金請求書
- ②合意文書(写)
- ③領収書(写)

はい

※2

1児につき50万円(産科医療補償制度未加入期間での出産や、在胎週数が22週未満の出産(死産含む)は48.8万円)

①直接支払制度②受取代理制度のどちらを利用されますか？  
※医療機関によって利用できる制度が異なりますので、どちらが利用できるか、医療機関でご確認下さい

②

【受取代理制度】

出産予定日2ヶ月以内になりましたら、下記の書類を提出下さい

《提出書類》

【受取代理】出産育児一時金請求書

※退職後6ヶ月以内に産まれる場合は「不支給証明」も必要

①

出産費用が出産育児一時金の額※2を上回りましたか？

いいえ

【直接支払制度】

出産費用(実費)を健保から医療機関等へ支払います。出産育児一時金※2との差額は下記の書類を提出することで支給されます  
また、**在職中に産まれた方**は、付加金も支給されます

《提出書類》

- ①【直接支払】出産育児一時金請求書
- ②合意文書(写)
- ③領収書(写)

はい

【直接支払制度】

出産育児一時金※2は健保から医療機関へ支払います  
上回った差額を窓口でお支払下さい

**在職中に産まれた方**は付加金が支給されますので、下記の書類を提出下さい

※喪失後、産まれた方は健保への手続きは不要

《提出書類》

- ①【直接支払】出産育児一時金請求書
- ②合意文書(写)
- ③領収書(写)

## ●出産育児一時金請求書の取り寄せ方法

請求書は事業所経由での提出が必要になる為、給与厚生担当課に備えられています。JSR健保HPよりダウンロードすることもできます

## ●提出先

事業所健保窓口(給与厚生担当課)へご提出下さい  
※任意継続被保険者は健保へご提出下さい